

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省住宅局住宅生産課 電話番号: 03-5253-8510 国土交通省住宅局建築指導課 電話番号: 03-5253-8513	e-mail: seisan@milit.go.jp e-mail: g_HOB_KES@milit.go.jp
評価実施時期	平成20年3月3日	
規制の目的、内容及び必要性等	地球温暖化対策を推進するため、また、原油等のエネルギー価格の高騰といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、省エネルギー対策の強化が求められている。特に、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門・家庭部門における対策を強化することが必要である。そのため、第一種特定建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入、第二種特定建築物について、省エネルギー措置の届出等の義務付け、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅の省エネルギー性能の向上を促す措置の導入、登録建築物調査機関及び登録講習機関に係る登録制度の創設、報告及び立入検査制度の拡充により、大幅にエネルギー消費量が増加している業務・家庭部門における対策を強化し、一層のエネルギーの使用の合理化を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	エネルギーの使用の合理化に関する法律 第75条第4項 第75条の2 第76条の4～第76条の6 第76条、第76条の7～第76条の16 第87条10項～第12項
想定される代替案	指示に従わない場合、その旨を必ず公表 任意の措置として追加的な省エネルギー措置を講じることを要請 一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対して、任意の措置として特定住宅の省エネルギー性能の向上を要請 届出制度の創設 任意の措置として報告の徴収又は立入検査を行う	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	第一種特定建築物の新築等をしようとする者が命令に応じて措置を講じるための費用負担。	公表されることを避けるため、又は公表を受けて指示に従うための費用負担。
	第二種特定建築物の新築等をしようとする者の届出等に係る費用負担。	任意に要請に応じる際の省エネルギー措置に係る費用負担。
	住宅事業建築主が特定住宅のエネルギーの使用の合理化に資するための業務に係る費用負担。	任意に要請に応じる住宅事業建築主の当該要請に係る業務に係る費用負担
	-	-
(行政費用)	報告する費用負担。立入検査を受け入れる費用負担。	任意に報告に応じる場合の、報告する費用負担。 任意に立入検査に応じる場合の、立入検査を受け入れる費用負担。
	第一種特定建築物に係る命令に係る費用負担。	公表に要する事務的な費用負担。
	所管行政庁における第二種特定建築物に係る届出等の受理に係る費用負担。	要請等に係る事務的な費用負担。
	一定戸数以上の特定住宅を供給する住宅事業建築主に対する勧告等に係る費用負担。	要請等に係る事務的な費用負担。
(その他の社会的費用)	-	-
	-	-
	-	-
	特段の社会的費用は生じない。	適切な業務を行うことが出来ると認められる者以外の者が業務を行った場合に、報告すべき者の利便が損なわれることによる費用。
	-	-

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	第一種特定建築物の判断基準への適合率の一層の向上による建築物の省エネルギー性能の向上、省エネルギー技術の向上、コストの低減。	公表により指示に係る措置をとる者が増加する限りでの、建築物の省エネルギー性能の向上、省エネルギー技術の向上及びコストの低減。
	第二種特定建築物についての判断基準への適合率の上昇、省エネルギー技術の向上、コストの低減。	任意に要請に応じ、追加的な省エネルギー措置が講じられる限りでの、判断基準への適合率の上昇、省エネルギー技術の向上、コストの削減。
	特定住宅全体の省エネルギー性能の効果的な向上。	任意に要請に応じる限りでの、特定住宅の省エネルギー性能の向上。
	報告をすべき者の利便の増進、建築物の省エネルギー措置の効果の維持。	専門知識・ノウハウを有する者が業務を行う限りでの、報告者の利便の増進、省エネルギー措置の効果の維持。
	～ の施策の実効性の確保	任意に報告・立入検査に応じる限りでの、～ の施策の実効性の確保。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きい。 本案は建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するため、本案の方が優れている。	
	規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きい。 本案は建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するため、本案の方が優れている。	
	規制によって得られる便益が費用に比して明らかに大きい。 本案は建築物に係る省エネルギー性能の向上が十分に図られ、業務・家庭部門におけるエネルギーの使用の合理化に確実に資するため、本案の方が優れている。	
	便益が費用を明らかに上回る。 代替案では報告すべき者の利便が損なわれる場合があるが、本案ではほとんど費用は発生せず、報告すべき者の利便と建築物の省エネルギー性能の確保が確実に図られるため、本案の方が優れている。	
	便益は費用に比して明らかに大きい。 本案は、～ の措置の実効性を確保するために必要な情報の入手を制度的に担保できることから、本案の方が優れている。	
有識者の見解その他関連事項	社会資本整備審議会建築分科会住宅・建築物省エネルギー部会による「住宅・建築分野における今後の省エネルギー対策の方向性について」(平成19年12月)	
レビューを行う時期又は条件	改正法施行後5年を経過した場合に施行の状況を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。(附則第6条) 平成26年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	
備考		